

中型自動車(普通 MT 所持)コース

教育訓練講座名	消費税 (8%)	教習料金	給付対象額 (教育訓練経費)	給付予定額	給付後の 本人負担額
講座4 中型自動車(普通 MT 所持)コース 指定番号 200821220049	税抜	139,000円	127,500円	25,500円	113,500円
	税込	150,120円	137,700円	27,540円	122,580円

※上記料金は最短時限数で卒業した場合の合計金額です。最短時限数を超えた場合は別途料金(1時間につき5,500円[税込5,940円])がかかります。
 ※平日17:30以降と日・祝日の技能教習は1時間につき300円(税込324円)の割増料金がかかります。
 ※当日の技能教習をキャンセルした場合、教習開始1時間前までのキャンセルは30%、それ以外のキャンセルは100%のキャンセル料がかかります。
 ※仮免許証紙代(仮免許試験手数料1,700円と交付手数料1,100円)が別途必要です。
 ※運転免許試験手数料1,600円が別途必要です。(県外住所者は除く。)



支給申請手続き

支給申請手続きは、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、**下記の書類を提出することによって行います。**申請書の提出は疾病又は負傷、1か月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。

- ①教育訓練給付金支給申請書(教育訓練の受講修了後、教育訓練施設が配布)
- ②教育訓練修了証明書(指定教育訓練実施者が発行)
- ③領収書(指定教育訓練実施者が発行)
- ④本人・住居所確認書類(運転免許証、住民票の写し等)
- ⑤雇用保険被保険者証
- ⑥教育訓練給付適用対象期間延長通知書(適用対象期間の延長をしていた場合に必要)
- ⑦返還金明細書(「領収書」等が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に指定教育訓練実施者が発行します)
- ⑧払渡希望金融機関の通帳

支給申請時期

支給申請の時期については、教育訓練の**受講修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続きを行なって下さい。**これを過ぎると申請が受け付けられません。